

令和5年5月8日以降の施設運営について（藤ヶ谷ふれあいセンター）

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されました。

また、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となる旨政府により決定されました。

このため、藤ヶ谷ふれあいセンターにおいても、必要な措置として利用制限を解除いたしました。なお、利用者の皆様の安全を確保するため、施設管理事業者の裁量において一部の感染対策を当面の間継続いたします。

（当面の間継続する対応概要）

- 手洗い等の手指衛生と換気の推奨
- 施設従業員のマスク着用等